

枚方市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 議員の活動原則（第7条・第8条）
- 第3章 議案及び政策の審議及び調査（第9条－第18条）
- 第4章 市民との情報共有（第19条－第22条）
- 第5章 市民参加の促進（第23条－第25条）
- 第6章 議員間討議及び政策提案（第26条－第30条）
- 第7章 政治倫理及び議員報酬（第31条・第32条）
- 第8章 危機管理体制の整備（第33条）
- 第9章 議会事務局等の充実（第34条・第35条）
- 第10章 見直し手続（第36条）

附則

前文

地方議会は、日本国憲法及び地方自治法に基づき、二元代表制のもと、その機能を発揮しながら、地方自治の本旨の実現を目指すものです。

枚方市においても、まちづくりの主役である市民から選挙で選ばれた議員で構成される枚方市議会と、同じく市民から選挙で選ばれた枚方市長は、それぞれが市民の負託にこたえなければならない責務を負い、両者は独立、対等な立場であります。

そして、枚方市議会は、枚方市長の政策決定や事務執行を監視し、評価する一方、自らも積極的に政策提言や政策立案を行うなど、枚方市長と健全な緊張関係を保ちながら、市政の発展に力を注いでいきます。

昨今、地方分権の進展や社会・経済環境の急激な変化に伴い、地方議会の果たすべき役割や責務の重要性が増している中、枚方市議会においても、議会の活性化や透明性の確保などに関するさまざまな改革を積極的に推し進めてきました。

加えて、枚方市は、平成26年度から中核市に移行し、その権限が拡大することから、枚方市議会も、その機能のさらなる充実、強化に努める必要があります。

また、「市民に信頼される議会」の実現のため、市政の課題や状況、議会活動に関するさまざまな情報を積極的に発信するとともに、「言論の府」、「立法の府」として、徹底した議論と政策提言を行うことが求められます。

枚方市議会は、今後もさらなる議会改革に取り組み、市民の負託に全力でこたえていくことを決意し、ここに、枚方市議会の基本理念、基本方針等を定め、そのあるべき姿を明らかにした最高規範として、この条例を制定します。

【解説】

- 前文では、まず、日本国憲法及び地方自治法が採用している二元代表制について、枚方市議会と枚方市長を例として述べている。
- 次に、「地方のことは地方で決める」という地方分権の時代において、議会の役割はますます重要になってきていることを述べている。特に枚方市は平成26年度から中核市に移行し、多くの権限が大阪府から移譲され、所管事務も大幅に増加したことから、それらを監視、評価する市議会の役割はますます重要となっていた。
- 本市議会では、本条例制定以前においても、平成13年の本会議の庁内モニターテレビ放送の開始、平成16年からの議員報酬3%減額、平成19年の議員定数2名削減、平成21年の一般質問における一問一答方式の導入、平成23年の一般質問、代表質問の映像配信開始、平成25年の災害対応体制の整備など、様々な議会改革に取り組んできた。
- また、将来において求められる議会の機能、果たすべき役割を検証する中で、平成23年度からの任期当初において、様々な議会改革事案に取り組むため、常設の「議会改革調査特別委員会」を設置した。同特別委員会では、その当初の議論より議会基本条例制定の必要性が認識され、制定に向けた検討を開始する契機となった。
- 同特別委員会では、まずは平成23年度において「議会経費の見直し」を中心に議論が進められ、当分の間の議員報酬の6%減額を決定し、また、平成27年の一般選挙からの議員定数2名削減（34名→32名）などの見直しを行った。
- 平成24年度には、議会基本条例の前提事項となる様々な課題の協議を行い、その結論を基本として、平成25年度には具体的な条例案文策定作業に入った。
- そして、平成25年度における案文策定の協議の結果、本市議会のあるべき姿を「市民に信頼される議会」とし、「言論の府」及び「立法の府」として徹底した議論と政策提言を行うことを基本方針に据え、「枚方市議会基本条例」の制定案を提出、議決し、平成26年度から施行するに至った。
- 前文では、こうした本条例制定の背景及び必要性並びに本市議会の目指すべき方向性を規定している。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、枚方市議会（以下「議会」という。）の基本理念、基本方針その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、真に市民の負託にこたえ、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

- 本市議会は、枚方市が誰もが暮らしやすいまちとなるよう、市政の発展に貢献しなければならない。本条は、市政の発展のために議会が機能を発揮できるように、議会の基本理念、基本方針等の基本的事項を示している。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者
- (2) 市民等 市民のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者及び本市の区域内に存する学校に通学する者
- (3) 市長等 市長その他の市の執行機関の長

【解説】

- この条例でよく使う用語で、明確な定義が必要なものについて定義している。議会で議決し、市長等により執行される予算や実施される施策などは、本市内の事業所や学校に通勤、通学する人も対象となるものもあることから、「市民等」という用語も定義している。

(本条例の位置付け)

第3条 この条例は、議会に関するすべての例規に先んずる、議会における最高規範とする。

【解説】

- 本条例を、本市議会に関する全ての例規に優先するものと位置づけている。よって、この条例の目的や考え方が、議会に関する全ての例規に反映されなければならない。
- 例規とは、条例や規則のことをいう。本市議会に関するものとして、「枚方市議会委員会条例」や「枚方市議会会議規則」などがある。

(基本理念)

第4条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の意思決定機関として、その自覚と誇りを持ち、市民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとする。

【参照】 地方自治の本旨（憲法92条、自治法1条）

【解説】

- 議会のあるべき姿を、市民自治の考え方を基に定めている。

(基本方針)

第5条 議会は、前条に規定する基本理念に従い、次の各号に掲げる基本方針を確実に実現するものとする。

- (1) 議会及び市政について市民との情報共有を図ること。
- (2) 議員間の討議を大いに活性化し、政策提言及び政策立案を行うこと。

【解説】

- 前条の基本理念に従い、議会が取り組むべき方針を定めている。「市民との情報共有」、「議員間討議の活性化による政策提言、政策立案」の2項目を柱とし、これらの実現に向けて議会運営を行うことを定めている。
- 政策提言とは、市政における課題の解決を図るため必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案することをいう。

- 政策立案とは、市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例案等を議会に提出することをいう。

(議会の位置付け)

第6条 議会は、市民の代表者である議員で構成する議論の場であり、市長等の行政運営に関する監視機能、検査機能並びに政策提言機能及び政策立案機能を併せ持ち、予算及び決算の議決をはじめとした、市政に係るさまざまな事件についての意思決定を行う議事機関である。

【解説】

- ここでは、議会の位置づけを明確にし、役割を定めている。
議会は、予算や条例制定など、市の重要案件に対して意思決定を行う権限を持っており、市民の代表者である議員が議論を尽くす必要がある。また、市長等による行政運営や予算執行が適正に行われているかをチェックする役割や、積極的な議論により政策提言や政策立案を行う役割を併せ持っている。

第2章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めるものとする。

2 議員は、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策提言及び政策立案を行うとともに、議会活動について市民に対して説明に努めるものとする。

【解説】

- 議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、議員としての資質向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を行うことで、常に市民から信頼を得られるよう努める必要がある。
- 議員は、市民が持つさまざまな意見の把握による政策提言や政策立案の実施や、議会活動について、市民への説明に努める必要がある。

(会派)

第8条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策提言及び政策立案のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。

【参照】 会派の定義（代表者規程2条）

【解説】

- ここでは、主義主張を同じくする議員同士が会派を結成することで、条例案の提出などの議会活動を円滑に実施できるよう定めている。
- 会派で調査、研究を実施し、政策提言や政策立案を行うことや、会派同士の意見の調整などを行うことにより、議会活動、議会運営の円滑な実施に努める必要がある。
- 本市議会では、各派代表者会議規程において、主義主張を同じくする3人以上の所属議員を有することを会派の構成要件としている。

第3章 議案及び政策の審議及び調査

(通年議会)

第9条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。

3 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

【参照】 定例会の招集時期（定例会の招集時期を定める規則）、会期（会議規則5条）、常任委員会の所管事務調査（自治法109条②）、所管事務等の調査（会議規則98条）

【解説】

○ 平成26年度までは、3か月ごとに開かれる「定例会」か、必要に応じて開かれる「臨時会」により、提出される議案の審議を行ってきた。しかし、定例会、臨時会の開会手続に時間を要することや、議会の閉会中には、市長により地方自治法179条①の規定に基づく専決処分が行われることなどの課題があった。

会期を通年とすることで、議長により速やかに本会議を開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に対応することが可能となった。

○ 通年議会の導入により、常任委員会、特別委員会の活動を活発化し、より慎重な議案審査や、より専門的な調査を行うことが可能になった。ここでは、特に常任委員会において所管事務調査が精力的に行われるよう定めることにより、各常任委員会所管の部局の課題に対する迅速な対応を推進するものである。

○ 専決処分とは、本来、議会の議決が必要な事項について、市長が議会の議決を経ずに自ら処理することをいう。緊急を要するため議会を開いて議決する時間的余裕がないことが明らかな場合（地方自治法179条①）や、議会の権限に属する軽易な事項で、議会が議決により特に指定した事項（地方自治法180条①）について行われる。

なお、通年議会の導入後、本市で前者の専決が行われることは基本的になくなっている。

○ 常任委員会とは、条例により議会に設置される機関で、所管する市の部局の事務に関する調査を行い、議案等を審査する（地方自治法109条②）。なお、本市議会には、総務、教育子育て、市民福祉、建

設環境の各部門別の4常任委員会があり、議員はいずれか1つの常任委員会に所属している。

- 特別委員会とは、常任委員会とは別に、特定の事項や、複数の常任委員会にまたがる事項について審査、調査する必要があるときに、議会の議決により設置される委員会のことをいう。
- 所管事務調査とは、本会議から付託された議案の審査とは異なり、常任委員会が独自の権限において、所管する部局の事務に関する調査を行うことをいう。
- 通年議会における実際の運営面における課題検証のため、この条のみ平成27年5月1日からの施行とされた。
- 通年議会導入後の会議の種類等（会議規則6条）については、本件に係る先進市議会である四日市市議会を参考に、平成24年度の議会改革調査特別委員会において検討されたものである。

（議会の議決事件）

第10条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事件を議決すべきものとする。

- (1) 都市宣言の制定及び改廃に関すること。
- (2) 友好都市及び市民交流都市の提携及び解消に関すること。
- (3) 枚方市総合計画策定条例（平成25年枚方市条例第2号）第2条第3号に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。ただし、軽微な変更を除く。

【解説】

- 地方自治法96条①では、条例の制定や改正、廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が挙げられている。加えて、同条②では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるとされている。

それを受け、本条では「都市宣言の制定、改廃」、「友好都市及び市民交流都市の提携、解消」、「条例に基づいて市が策定する基本計画の策定、変更」を追加の議決事件としている。これにより、法律に

規定されている以上の議会意見の反映を可能としている。

(政策提案の説明要求)

第11条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等（以下この条において「政策等」という。）について、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景、目的及び効果
- (2) 総合計画等における根拠又は位置付け
- (3) 関係ある法令、条例等
- (4) 政策等の実施に係る財源措置及びコスト計算

【解説】

- 市長が議会に重要政策等を提案しようとするときは、本条各号に規定する事項について、議会での審議に必要な情報として、市長に説明を求めることを定めており、特に委員協議会の案件資料に反映されている。

(質問)

第12条 議員は、本会議において、代表質問、一般質問及び緊急質問（以下この条において「質問」という。）を行うことができる。

- 2 議員は、質問を行う場合においては、質問事項を議長に通告するものとする。
- 3 議員は、質問を行う場合においては、市政における論点及び争点を明確にするために、対面による一問一答方式等で行うことができる。
- 4 前3項に掲げるもののほか、質問に関し必要な事項は、別に定める。

【参照】 一般質問（会議規則63条）、緊急質問（会議規則64条）、質疑の回数（会議規則57条）

【解説】

- ここでは、本会議において議員が行う質問の種類、手法等を規定している。

- 質問には下記のものがあり、枚方市議会会議規則、枚方市議会における主な慣例、申合せに基づき運営が行われている。
 - ・代表質問：毎年度の当初予算を審議する本会議で市長が行う新年度の市政運営方針、または市長選挙後初めての本会議で市長が行う所信表明に対して行う質問をいい、各会派を代表して1名の議員が行う。
 - ・一般質問：議員個々が、市の一般事務について、市長等に対して行う質問をいう。
 - ・緊急質問：緊急を要するときや、真にやむを得ないと認められるときに、市長等に対して行う質問をいう。
- 一問一答方式とは、質問項目のうち、一つずつの尋ねたい内容を、議員の発言、市長等の答弁という形で問答を繰り返す方式をいう。これに対し、質問項目全てを一括して議員が質問し、その後一括して市長等が答弁する質問の方法を「一括質問一括答弁方式」という。

(反問権)

第13条 本会議及び委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、趣旨を確認する目的で反問することができる。

【解説】

- 本会議や委員会において、市長等が議員からの質問や質疑に対して答弁を行うに当たり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、議員が知りたいことを聞けないばかりか、傍聴人にも議論が分かりにくいものになってしまう。

そこで、本条は、市長等が質問や質疑を行った議員に対して質問の趣旨を確認することができるよう定めることで、議論を明確にしようとするものである。

(発言の取消し勧告)

第14条 議長又は委員長は、本会議又は委員会において不穏当な発言を行った者に対し、発言の取消しを勧告することができる。

【参照】 議場の秩序維持（自治法129条）、発言の取消しまたは訂正（会議規則66条・117条）

【解説】

- 議会の会議における議員の発言の訂正、取消しについては、地方自治法及び会議規則において秩序維持の範囲内で行うことができると規定されているが、これは市長をはじめとする特別職や市職員（以下解説において「市職員」という。）には及ばない。

そのため、本条では、議員はもちろん、市職員が本会議、委員会において無礼の言葉、他人の私生活にわたる発言等の不穏当な発言を行ったときに、議長、委員長が発言の取消しを勧告できることを定めている。

- なお、実際に発言を取り消すためには、会議規則に基づく発言者からの申出が必要である。

(専門的知見の活用)

第15条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による、議案の審査又は本市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を活用して、討議に反映させるよう努めるものとする。

【参照】 議員間討議（26条①）

【解説】

- 本市の事務は多岐にわたっており、また、専門性の高いものが少なくない。

そのため、本条では、学識経験者等の専門的な知識を有する者に議案や本市の事務に関する調査を積極的に依頼し、その調査結果を議案の審査や議会が行う討議に反映しようとするものである。

(附帯決議)

第16条 市長等は、議会との信頼関係を重んじ、本会議及び委員会において可決された附帯決議を最大限尊重するとともに、当該附帯決議に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

【解説】

- 附帯決議とは、可決した議案に対して付され、予算の執行や条例の施行に関する議会としての意見や要望を表明するものである。

本条では、市長等は、付された附帯決議の内容を尊重するとともに、附帯決議の内容に関する事後の状況や対応を議会に報告する義務があることを定めている。

(採択請願への対応)

第17条 市長等は、議会が採択した請願のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるとともに、当該請願に関する事後の状況、対応等を遅滞なく議会に報告しなければならない。

【参照】 採択請願の処置（自治法125条）、請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求（会議規則138条）

【解説】

- 憲法では、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、誰もが請願を行う権利があることを規定している。

本条では、議会が採択した請願のうち、市の事務に関わるものについて、市長等が請願趣旨の実現に努めることや、実現に向けた対応の経過などを議会へ報告することを義務づけている。

(政務活動費)

第18条 議員は、政策提言能力及び政策立案能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。

2 議員は、枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年枚方市条例第12号）第6条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲において、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

【参照】 政務活動費の透明性の確保（自治法100条⑩、政務活動費条例8条）

【解説】

- 政務活動費は、議員の調査、研究その他の活動に役立てるため、地方公共団体が会派または議員に対し交付できることが地方自治法に定められており、本市においても条例に基づき議員に交付されている。

本条では、議員が政務活動費を有効に活用し、積極的に調査、研究その他の活動を行うことを定めており、使途基準に従った適正な執行でなければならないこと、また、市民に対して使途の説明責任があることを定めている。

【先例】

- 本市議会では、政務活動費に関して、収支報告書、全ての支出に係る領収書、視察研修報告書等の写しを閲覧に供し、さらに市議会ホームページにも掲載して、使途の透明化に努めている。

第4章 市民との情報共有

(情報共有)

第19条 議会は、議会活動に関して市民等に対し情報を公開し、市民等と情報の共有に努めるものとする。

【解説】

- 議会は、市の予算や条例など、市民の生活に密着した事項を取り扱っている。

そのため、議会は、市議会報や市議会ホームページにより議会活動についての情報を積極的に公開することで、市民と情報を共有する必要がある。

本条では、そうした取組を一層推進していく議会としての姿勢を示しており、そのための具体的な手段については、本章において次条以降に定めている。

【先例】

- 本市議会では、市議会ホームページにおいて、会議予定日のお知らせや、議案書をはじめとする会議資料を掲載することで、市民等との情報共有を進めている。

(会議の公開)

第20条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会及び委員協議会を原則公開するとともに、市民等の傍聴を促進する積極的な取組を進めるものとする。

【参照】 議事の公開の原則（自治法115条①）、委員会の傍聴の取扱い（委員会条例19条）、協議会の傍聴の取扱い（協議会規程5条）

【解説】

- 会議の公開とは、①傍聴の自由、②議会の運営に関する報道の自由、③会議録の公開の3点を意味する。
- 市民に議会の情報を公開し情報共有を図るため、議会が開催する表記の会議は原則公開とすることにより、いつでも傍聴できるように定めている。

【先例】

- 本条例制定以前においては、毎年度当初（委員の選任または改選のとき）において年度を通して委員会の傍聴は委員長の許可制とされていたが、基本的に許可されるのが例であった。
- 本会議においては、YouTubeを用いた生中継や録画映像を配信することで、会議の公開に関する取組を進めている。

（議長の情報発信）

第21条 議長は、議会における決定事項について、積極的な情報の発信に努めるものとする。

【解説】

- 本市議会では、市議会報や市議会ホームページ等を活用し、積極的な情報発信に努めている。
- 議会からの情報発信の手段として、議長が議会の代表として様々な手法をもって、議会における決定事項や決定に至った議論の経過などの情報の提供に努めることを定めている。

【先例】

- 本会議の議決結果については、当日中に庁内の掲示板に貼付するとともに、市議会ホームページに掲載している。
- 委員会報告書についても、本会議での報告後、市議会ホームページに掲載している。

（報告会等）

第22条 議会は、必要に応じて、議会活動について市民等に対し報告等を行う場を設け、情報提供及び情報共有に努めるものとする。

【解説】

- 議会活動や市政に関する情報を市民と共有するため、その必要があると判断したときは、議会自らが地域に出向き、直接、議会活動について報告を行うことを定めている。

第5章 市民参加の促進

(公聴会等)

第23条 議会は、法第115条の2に規定する本会議における公聴会制度及び参考人制度並びに法第109条第5項において準用する法第115条の2の規定に基づく常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民等及び有識者の専門的又は政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

- 本会議等における討議に市民等及び有識者の意見を反映させるため、地方自治法に規定されている公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用することを定めている。
- 公聴会制度とは、本会議または委員会において一定の事項について判断、決定するとき、広く利害関係者や学識経験者等の意見を聞き、参考とすることをいう。公聴会では、賛成、反対それぞれの立場の人から交互に意見を聞く。
- 参考人制度とは、本会議または委員会において地方公共団体の事務に関する調査または審査のため必要があると認めたととき、利害関係者や学識経験者等の第三者に参考人として出頭を求め、意見を聞くことをいう。

(市民意見の反映)

第24条 議会は、必要に応じて、議員提案条例等に関し、さまざまな手法により、市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

【解説】

- 議会が条例制定等を行うに当たっては、制定過程でさまざま手法により市民等に対しその素案の説明を行うとともに、意見を募集し、条例案等に反映させることを定めている。

【先例】

- 本市議会では、本会議や委員会等の傍聴人や、市議会報に掲載しているクイズコーナー「ぎかい探Q」への応募者から、議会運営等に係る様々な意見を受け、その反映に努めている。
- 市議会としてパブリックコメントを実施した例として、次のようなものがある。
 - ・ 枚方市議会の個人情報の保護に関する条例の制定（令和4年12月8日議決）に向け実施した。

（請願趣旨の聴取）

第25条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

【参照】 紹介議員又は請願者の委員会出席（会議規則136条）

【解説】

- 議会に提出された請願については、所管の委員会において詳細な審査が行われる。本条では、委員会における審査を充実させるため、請願の紹介議員や請願者から、請願を提出するに至った背景や目的などの意見を聴取する機会を設けることができることとしている。
- 地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない（地方自治法124条）。紹介議員は、請願書の表紙に署名または記名押印を行うことから、少なくとも請願の趣旨に賛同している必要がある。

第6章 議員間討議及び政策提案

(議員間討議及び意見集約)

第26条 議員は、あらゆる会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くすものとする。

2 議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

【解説】

- 本条例の制定以前においても、議会の一部の会議では議員間の議論が行われていたが、議案の審議及び審査においては決して活発だったとは言えず、市長等に対する質疑が中心であった。

本条は、それを改め、議員間での議論を活発化するという姿勢に加え、議長、委員長といった会議の長が、議論の結果を市政に反映させるための意見集約を行うことを定めている。

【先例】

- 常任委員会の審査においては、討論に入る前に委員会討議の希望の有無を確認するのが例である。

(政策提言等)

第27条 議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

【解説】

- 前条のとおり、議会は、あらゆる会議において議員間での討議に努め、その結果、意見集約がなされた事項については、議会として、市長等に対して政策として提言したり、議員から条例の制定・改正議案を提出したりするなど、実際の予算、施策に結びつけていかなければならない。

(調査機関の設置)

第28条 議会は、議会活動及び政策の重要案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

【参照】 専門的事項に係る調査（自治法100条の2）、専門的知見の活用（15条）

【解説】

- 議会が、本条例15条の議案の審査または本市の事務に関する調査を除いた議会活動や政策の重要案件についての調査のため、必要に応じ調査機関を設置できることを定めている。
- 学識経験者等の専門的な知識を有する者で構成する調査機関が、当該案件の内容等の調査を行い、議会に対して報告を行うことにより、その報告を議会活動等の参考にしようとするものである。

(議会意見の尊重)

第29条 市長等は、予算及び政策の策定過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するものとする。

【解説】

- 市長等は、予算案や各種政策の策定に当たり、本条例26条の規定に基づく議員間討議により集約された意見を最大限尊重することを定めている。

(議員研修)

第30条 議会は、議員の政策提言能力及び政策立案能力の向上を目的に、各種の研修を積極的に実施するものとする。

【解説】

- 議会は、本市の抱える課題について、自ら解決策を考え、提案する能力を身につける必要がある。そのために、議員にとって必要な研修を積極的に実施することを定めている。

【先例】

- 議員研修の開催状況は、市議会主催の議員研修一覧（第3編 資料第1章 枚方市議会関係 25. 参照）のとおり。

第7章 政治倫理及び議員報酬

(政治倫理)

第31条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

【参照】 品位の保持（自治法132条）、品位の尊重（会議規則144条）

【解説】

- 議員は、市民の代表であり、本市の意思決定機関である議会の構成員として、市政の発展や市民生活の向上に携わっているため、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

本条は、議員がこの内容を遵守し、品位を保持する義務があることを定めている。

(議員報酬)

第32条 議員報酬は、市民の負託にこたえる議員活動への対価であることを基本とし、定められるものとする。

【参照】 議員報酬及び費用弁償（自治法203条）、議員報酬（議員報酬条例2条）

【解説】

- ここでは、議員報酬についての考え方を定めている。議員は、市の意思決定などについて市民を代表しており、議員報酬は、議員活動への対価であり、多岐にわたる議員活動の状況を反映するものとして定められる必要がある。

第8章 危機管理体制の整備

(危機管理体制の整備)

第33条 議会は、危機事案等緊急事態が発生したときは、市民の生命、身体及び財産に関する安全及び安心を確保するため、市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

【参照】 災害対策連絡会議の設置（災害発生時対応要領3条）

【解説】

- 市議会として、大きな自然災害などの緊急事態が発生した際の議員の役割や行動を明確化する必要があり、ここでは、その基本的な考え方を定めている。
- 本市議会では、その具体として、必要に応じて「災害対策連絡会議」を設置し、市の災害対策本部と連携し、議員自らが迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、「枚方市議会における災害発生時対応要領」を定めている。

【先例】

- 平成30年6月の大阪北部地震の発生により、議会期間が短縮されるなど議会運営が大きな影響を受けたことを踏まえ、令和元年3月に枚方市議会業務継続計画（BCP）を策定した。さらに、令和4年3月には、新たに感染症等へも対応できるよう改定するなど、必要に応じて、都度の社会状況に対応したものに更新している。
- 枚方市議会業務継続計画（BCP）の中で必要性が指摘されている災害時行動訓練を議場において定期的実施している。また、議場用折り畳み式防災ヘルメットを議員・理事者・傍聴者用として備え付けている。

第9章 議会事務局等の充実

(議会事務局)

第34条 議会は、議員の政策提言機能及び政策立案機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。

【参照】 議会事務局の設置及び議会の職員（自治法138条、事務局条例）

【解説】

- 議会事務局は、地方自治法138条により議会に設置できると規定されている。本市議会でも議会事務局を設置しており、議会に関する事務を執行している。
- 本条は、政策提言や政策立案を行うに当たり、議員にはさまざまな調査、研究や法制に関する知識が必要となるため、議会事務局の組織の充実に図ろうとするものである。
- 議会事務局職員は、市職員が出向するという形で議会運営に携わっているが、常に議会の活性化、充実、発展を心がけて事務に当たらなければならない。

(議会図書室)

第35条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、その充実に努めるとともに、だれもが利用できるものとする。

【参照】 議会図書室（図書室規程）

【解説】

- 地方自治法100条⑯では、議員の調査、研究のために、議会図書室を設置することが定められているが、議員の政策提言及び政策立案のために、電子化されたものを含む書籍、資料等をより一層充実させる必要がある。
- 議会図書室は、誰もが利用できるものであり、利用しやすいものとすることで、市民と議員との交流の場としての活用も考えられる。

第10章 見直し手続

(見直し手続)

第36条 議会は、必要に応じて、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加えるとともに、見直しが必要と判断したときは、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

- 議会内部の議論により、この条例に書かれた内容を常時点検し、必要に応じて条例改正を行うことで、市民の信頼を得られる市議会であり続けようとすることを定めている。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条及び次項の規定は、平成27年5月1日から施行する。

(枚方市議会定例会条例の廃止)

- 2 枚方市議会定例会条例（昭和31年枚方市条例第42号）は、廃止する。

(枚方市議会委員会条例の一部改正)

- 3 枚方市議会委員会条例（昭和34年枚方市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項を次のように改める。

委員会は、原則として公開する。

【解説】

- 施行とは、法令等の規定の効力を一般的に発動させることをいう。